

第四次浦添市総合計画策定の組織に関する要綱

(平成21年6月12日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第四次浦添市総合計画策定（以下「計画策定」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(組織の名称)

第2条 計画策定の組織は、策定委員会、検討部会及び作業部会で構成する。

(策定委員会)

第3条 策定委員会は、検討部会から提出された基本構想原案及び基本計画原案について審議、調整し、最終案を策定するものとする。

2 策定委員会は、浦添市市政運営会議規則（平成10年3月31日訓令甲第3号）に規定する部長会議を構成する者をもって組織する。

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は企画部長をもって充てる。

4 委員長は、策定委員会を総理し、代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検討部会)

第4条 策定委員会に、検討部会を置く。

2 検討部会は、作業部会から提出された基本構想素案及び基本計画素案について審議、調整し、原案を策定する。

3 検討部会委員は、別表1に定める職にある者をもって組織する。

4 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は企画部企画課長を、副部会長は部会長が指名する者をもって充てる。

5 部会長は、検討部会を総理し、代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 作業部会は、基本構想素案及び基本計画素案の策定に要する事務全般を取り扱い、「まちづくり市民会議設置要領」(平成21年5月19日決裁)で定める「まちづくり市民会議」(以下「市民会議」という。)と連携・協力して、基本構想素案及び基本計画素案を策定する。

- 2 作業部会の区分、所掌事務及び所管課等は、別表2のとおりとする。
- 3 作業部会の委員は、別表2に定める所管課等の課長職が指名する係長相当職をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、作業部会を総理し、代理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 第3項で定める委員のうち別表3で定める所管課等の委員は、「まちづくり市民会議設置要領」第4条第1項第1号で定める市職員委員として市民会議に参加する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討部会の会議は、検討部会会長が招集する。
- 3 作業部会の会議は、作業部会会長が招集する。

(庶務)

第7条 策定委員会、検討部会及び作業部会の庶務は、企画部企画課跡地利用計画推進室において処理する。

(その他)

第8条 計画策定の組織の設置期間は、計画策定の作業が完了するまでとする。

- 2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は決裁の日から施行する。

別表 1 「検討部会委員」(第 4 条関係)

| | 所 管 部 局 等 | 職名 |
|----|----------------------|----|
| 1 | 総務部総務課 | 課長 |
| 2 | 総務部防災危機管理室 | 室長 |
| 3 | 総務部文書課 | 課長 |
| 4 | 総務部職員課 | 課長 |
| 5 | 総務部行政改革推進室 | 室長 |
| 6 | 総務部財政課 | 課長 |
| 7 | 総務部市民税課 | 課長 |
| 8 | 総務部資産税課 | 課長 |
| 9 | 総務部納税課 | 課長 |
| 10 | 企画部企画課 | 課長 |
| 11 | 企画部男女共同参画推進ハーモニーセンター | 所長 |
| 12 | 企画部跡地利用計画推進室 | 室長 |
| 13 | 企画部秘書課 | 課長 |
| 14 | 企画部国際交流課 | 課長 |
| 15 | 企画部情報政策課 | 課長 |
| 16 | 企画部西海岸開発局西海岸開発課 | 課長 |
| 17 | 市民部市民生活課 | 課長 |
| 18 | 市民部市民課 | 課長 |
| 19 | 市民部商工産業課 | 課長 |
| 20 | 市民部環境保全課 | 課長 |
| 21 | 市民部環境施設課 | 課長 |
| 22 | 福祉保健部福祉課 | 課長 |
| 23 | 福祉保健部保護課 | 課長 |
| 24 | 福祉保健部児童家庭課 | 課長 |
| 25 | 福祉保健部保育課 | 課長 |
| 26 | 福祉保健部介護保険課 | 課長 |
| 27 | 福祉保健部地域支援課 | 課長 |

| | 所 管 部 局 等 | 職 名 |
|----|---------------------|-----|
| 28 | 福祉保健部健康推進課 | 課長 |
| 29 | 福祉保健部国民健康保険課 | 課長 |
| 30 | 都市建設部都市計画課 | 課長 |
| 31 | 都市建設部美らまち推進課 | 課長 |
| 32 | 都市建設部建築課 | 課長 |
| 33 | 都市建設部用地課 | 課長 |
| 34 | 都市建設部区画整理課 | 課長 |
| 35 | 都市建設部契約検査課 | 課長 |
| 36 | 都市建設部道路課 | 課長 |
| 37 | 都市建設部下水道課 | 課長 |
| 38 | 議会事務局 | 次長 |
| 39 | 教育委員会教育部総務課 | 課長 |
| 40 | 教育委員会教育部生涯学習振興課 | 課長 |
| 41 | 教育委員会教育部社会体育課 | 課長 |
| 42 | 教育委員会文化部文化課 | 課長 |
| 43 | 教育委員会指導部学務課 | 課長 |
| 44 | 教育委員会指導部学校教育課 | 課長 |
| 45 | 教育委員会指導部浦添市立学校給食調理場 | 所長 |
| 46 | 消防本部総務課 | 課長 |
| 47 | 消防本部予防課 | 課長 |
| 48 | 消防本部消防署 | 署長 |
| 49 | 水道部総務課 | 課長 |
| 50 | 水道部営業課 | 課長 |
| 51 | 水道部配水課 | 課長 |

※ 検討部会の委員は、課長職のうち主幹、技幹、行政委員会に属する課長職及び非常勤特別職を除く者をもって構成する。

別表2 「作業部会委員」(第5条関係)

| 部会 | 所掌事務 | 所管課等 | |
|--------|--|--|--|
| 生活創造部会 | 1) 都市基盤整備に関するこ 2) 産業振興に関するこ 3) 港湾整備・西海岸開発に 関すること 4) 米軍基地跡地利用に 関すること 5) その他、豊かな魅力ある暮 らしづくりに関すること | 企画部 市民部 都市建設部 水道部 | 企画課跡地利 用計画推進室 西海岸開発課 情報政策課 商工産業課 都市計画課 道路課 下水道課 総務課 |
| 教育文化部会 | 1) 学校教育に関するこ 2) 生涯学習に関するこ 3) 文化振興に関するこ 4) 国際交流に関するこ 5) その他、いきいきと輝く暮 らしづくりに関すること | 企画部 教育部 文化部 指導部 | 国際交流課 総務課 生涯学習振興課 社会体育課 中央公民館 文化課 市立図書館 浦添市美術館 学務課 学校教育課 青少年センター 教育研究所 学校給食調理場 |
| 健康福祉部会 | 1) 地域福祉に関するこ 2) 子育て支援に関するこ 3) 障がい者福祉に関するこ 4) 高齢者福祉に関するこ 5) その他、安心して健やかな暮 らしづくりに関すること | 市民部 福祉保健部 | 市民課(年金) 福祉課 保護課 児童家庭課 保育課 介護保険課 地域支援課 健康推進課 国民健康保険課 |

| 部会 | 所 掌 事 務 | 所 管 課 等 | |
|--------|--|-------------------------------------|---|
| 快適環境部会 | 1) 地域防災に関すること 2) 防犯・交通安全に関する こと 3) 環境保全に関すること 4) 都市景観に関すること 5) その他、安全で快適な暮ら しづくりに関すること | 総務部 市民部 都市建設部 消防本部 消防本部 | 防災危機管理室 市民生活課 環境保全課 環境施設課 都市計画課 美らまち推進課 建築課 区画整理課 道路課 総務課 予防課 |
| 計画推進部会 | 1) 住民自治に関すること 2) 計画的・効率的なまち経営 に関すること 3) 地方分権・広域連携に関す ること 4) 男女共同参画に関するこ と 5) その他、総合計画の目標の 実現に関すること | 総務部 企画部 | 総務課 文書課 職員課 行政改革推進室 財政課 市民税課 資産税課 納税課 企画課 男女共同参画 推進ハーモニーセンタ |

別表3 「市職員委員構成員」(第5条関係)

| 部 会 名 | 所 管 課 等 |
|--------|--|
| 生活創造部会 | 1) 企画部 企画課跡地利用計画推進室 2) 企画部 西海岸開発課 3) 市民部 商工産業課 4) 都市建設部 都市計画課 5) 都市建設部 道路課 |
| 教育文化部会 | 1) 教育部 総務課 2) 教育部 生涯学習振興課 3) 文化部 文化課 4) 指導部 学務課 5) 指導部 学校教育課 |
| 健康福祉部会 | 1) 福祉保健部 福祉課 2) 福祉保健部 児童家庭課 3) 福祉保健部 保育課 4) 福祉保健部 地域支援課 5) 福祉保健部 健康推進課 |
| 快適環境部会 | 1) 市民部 市民生活課 2) 市民部 環境保全課 3) 都市建設部 美らまち推進課 4) 都市建設部 区画整理課 5) 消防本部 総務課 |
| 計画推進部会 | 1) 総務部 総務課 2) 総務部 行政改革推進室 3) 総務部 財政課 4) 総務部 納税課 5) 企画部 企画課 |

(参考資料)

第四次総合計画策定の組織体制イメージ図

